

令和6・7年度 物件等競争入札参加資格に係る登録営業種目変更申請要領

令和6・7年度物件等競争入札参加有資格者（資格の有効期間：資格決定日～令和8年5月31日）で、現在登録している営業種目及び区分の変更を希望する方は、下記の要領により申請書及び添付書類を提出してください。

記

1 受付期間等

受付期間	受付時間	申請書類提出先
令和7年2月3日（月）から 令和7年2月28日（金）まで （土・日曜日、祝日は除く）	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分	高知市総務部契約課 物品・業務委託契約担当 （高知市役所本庁舎3階） 又は 高知市上下水道局企画財務課 契約担当 （高知市上下水道局庁舎3階）

2 提出方法

- (1) 第5項の提出書類を、次項提出先（高知市総務部契約課物品・業務委託契約担当又は高知市上下水道局企画財務課契約担当）まで郵送又は持参してください。郵送の場合は、必ず「書留」又は記録が残る送付方法で送付してください。
- (2) 申請書等を郵送された方に対しては、受取票を様式第10号記入担当者宛にFAXにて送信いたします。
- (3) 郵送の場合の受付は、令和7年2月28日（金）到着分までとします。
- (4) 申請内容を確認後、補正を依頼する場合がありますので、早めの提出にご協力をお願いします。

3 提出先

高知市又は高知市上下水道局への登録営業種目変更申請について、申請先（高知市長／高知市上下水道事業管理者）にかかわらず、高知市総務部契約課及び高知市上下水道局企画財務課のどちらの窓口においても申請書類の提出ができます。

なお、高知市及び高知市上下水道局の両方に申請をする場合は、申請書類一式を2部提出してください。（うち1部は写しで可）

ただし、両方への申請内容が異なる場合は、それぞれの窓口に原本を提出してください。

- 申請書類提出先：高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課

【高知市総務部契約課】	【高知市上下水道局企画財務課】
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 （高知市役所本庁舎3階）	〒780-8087 高知市針木北一丁目15番20号 （高知市上下水道局庁舎3階）
高知市総務部契約課 物品・業務委託契約担当 TEL：088-823-9414／FAX：088-823-9496	高知市上下水道局企画財務課 契約担当 TEL：088-821-9208／FAX：088-843-6523

4 本申請に係る物件等競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和8年5月31日まで

5 提出書類

- (1) 令和6・7年度 物件等競争入札参加資格登録営業種目変更申請書（様式第10号）（必須）
- (2) 希望営業種目調書 その1（物品等）・その2（業務委託等）（様式第4号）（必須）
- (3) 営業の許認可及び資格者調書（様式第8号）及び許可証等の写し（該当者のみ）
- (4) 印刷設備調書（様式第9号）（該当者のみ）

※ 新たに登録を希望する営業種目及び区分によっては、(3)(4)の書類が追加が必要となります。詳細は「7 追加書類」に記載のとおりですのでご確認ください。

6 提出書類等の説明及び記入上の注意事項

- ・ 申請書等の記載にあたっては、以下の事項をよく読み、記載誤りや記載漏れがないように正確に記入してください。
- ・ 「希望営業種目調書 その1（物品等）・その2（業務委託等）（様式第4号）」については、片面印刷、両面印刷のどちらでもかまいません。

- (1) 令和6・7年度 物件等競争入札参加資格登録営業種目変更申請書（様式第10号）

① 申請先選択欄

高知市の資格者名簿の変更を申請する場合は『高知市長』に、高知市上下水道局の資格者名簿の変更を申請する場合は『高知市上下水道事業管理者』に、高知市及び高知市上下水道局の両方の変更を申請する場合は『高知市長』と『高知市上下水道事業管理者』の両方にレ印を記入してください。

② 申請者欄

「申請者（本社）」は法人の場合は本社代表者、個人の場合は本人について記入してください。

③ 記入担当者欄

「記入担当者」は、申請内容に不明な点がある場合等の連絡先となりますので、本申請書類作成担当者名等を記入してください。

- (2) 希望営業種目調書 その1（物品等）・その2（業務委託等）（様式第4号）

- ・ 別紙「営業種目表 その1（物品等）・その2（業務委託等）」から、現在の登録内容から変更のないものも含め、登録を希望する全ての営業種目及び区分を選択してください。
- ・ 『その1（物品等）』から3業種まで、『その2（業務委託等）』から2業種までの最大5業種まで選択できます。ただし、社会貢献推進事業者については、『その1（物品等）』から4業種まで、『その2（業務委託等）』から3業種までの最大7業種までそれぞれ選択可能です。
- ・ 選択した営業種目内における区分の選択数に制限はありません。
- ・ 登録を希望する営業種目及び区分それぞれの『※』欄に○印を記入してください。
- ・ 営業種目表の区分に該当するものがないときは、「99 その他」を選択し、取扱品目や業務内容等を具体的に記入してください。（※文字制限：20字）
- ・ 営業種目の「03 印刷製本」は、印刷機器等を保有し、自社で印刷が可能な場合のみ登録可能です。新たに本営業種目への登録を希望する場合は「印刷設備調書（様式第9号）」の提出を必須とします。
- ・ 高知市と高知市上下水道局にそれぞれ異なる営業種目を選択することも可能です。

※ 希望営業種目調書については、物品等又は業務委託等のいずれか一方のみ選択する場合でも、必ずその1（物品等）・その2（業務委託等）の全5枚を提出してください。

7 追加書類

今回営業種目変更申請を希望する方について、必要に応じて以下の書類の追加提出をお願いします。

(1) 営業の許認可及び資格者調書（様式第8号）

別表【営業に当たり必要な許認可，登録，資格免許等の例示】を参照の上，今回新たに登録を希望する営業種目及び区分について，法令等により営業に当たり必要な許認可等及び営業上必要な個人資格等の取得者がいる場合は必ず提出してください。ただし，例示にない場合でも，許認可及び個人資格等を必要とする業種であれば提出をお願いします。

また，記入した許認可及び個人資格等を証明する書面の写し（個人の免許証等の写しは有資格者のうちの1名分の提出で可）を必ず添付してください。個人資格等について，個人名の記載は不要です。

(2) 印刷設備調書（様式第9号）

新たに営業種目の「03 印刷製本」への登録を希望する場合のみ，印刷機器等の保有状況を具体的に記入したものを提出してください。

8 結果の通知

高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課のホームページへ資格者名簿を掲載し（令和7年3月下旬），これをもって結果の通知に代えさせていただきます。

なお，高知市総務部契約課，高知市情報公開・市民相談センター又は高知市上下水道局企画財務課で名簿の閲覧ができます。

9 その他の注意事項

- (1) 今回の営業種目変更申請以降は，「社会貢献推進事業者への変更に伴う追加受付」の場合を除いて，原則として次回更新時（令和8年2月申請受付）まで営業種目及び区分の変更や追加はできませんので，十分に検討して選択してください。

【社会貢献推進事業者への変更に伴う追加受付】

対象：登録期間中に新たに社会貢献推進事業者となった事業者

受付期間：随時

変更内容の反映日：変更届受理日の翌月の1日

- (2) 本申請書の作成・提出を有償で代行するには，行政書士等の資格が必要となります。

～ 「入札・契約情報」の確認を ～

高知市では，物品購入や業務委託等の契約に係る入札について，内容等により，一般競争入札や公募型指名競争入札等を行うことがあります。

また，契約課が発注する物品の買入れ等において，オープンカウンター方式（自由参加型競争見積）による調達を実施しています。

これらの情報は随時，高知市ホームページ「入札・契約情報」に掲載していますので，今後も定期的にご確認くださいようお願いいたします。